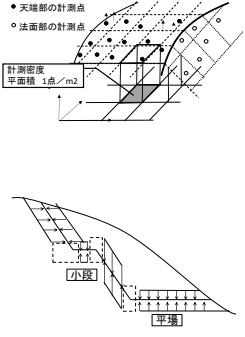
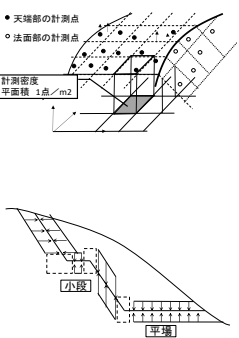
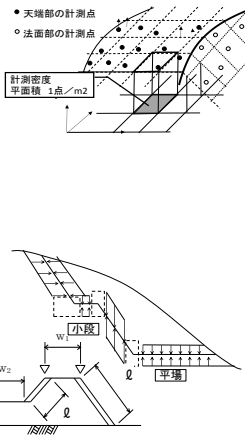
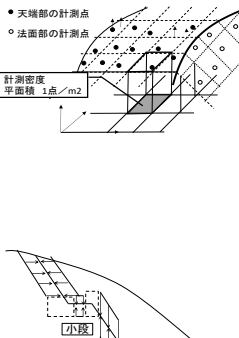
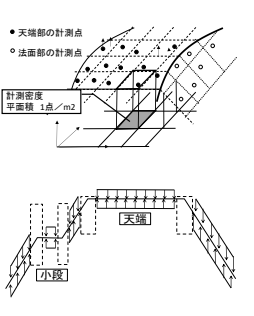
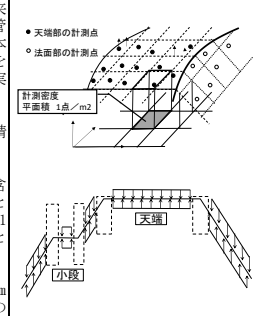
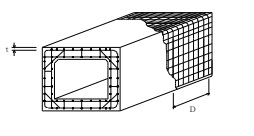
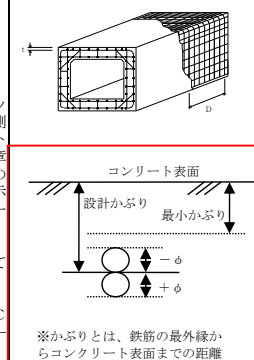
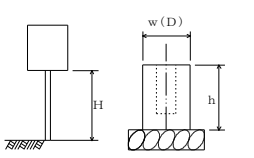
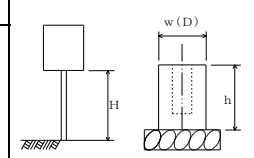
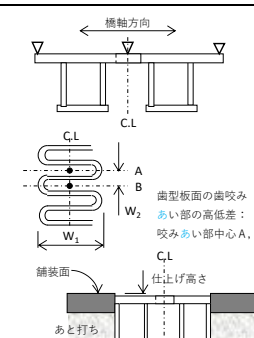
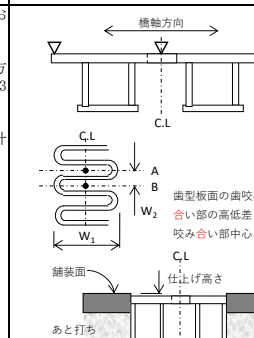


出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)										改定理由									
単位: mm										単位: mm																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要				
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1-2-3-2	摘要追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160											法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。				1-2-3-2	摘要追加	
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300										法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300							
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1-2-4-2	摘要追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160											法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330											法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330						

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	改定理由			
1	共通編	2	4	3	2	路面盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差 ±50 法面 (小段含む) 標高較差 ±80	個々の計測値 平均値 ±150 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1	共通編	2	4	3	2	路面盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差 ±50 法面 (小段含む) 標高較差 ±80	個々の計測値 平均値 ±150 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1-2-4-3 1-2-4-4	摘要追加
1	共通編	3	7	4	組立て	平均間隔 d かぶり t	±φ ±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1	共通編	3	7	4	組立て	平均間隔 d かぶり t	±φ 設計かぶり ±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	測定箇所追加			
3	土木工事共通編	2	3	6	小型橋脚工	設置高さH 基礎 幅w (D) 高さh 根入れ長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	3	土木工事共通編	2	3	6	小型橋脚工	設置高さH 基礎 幅w (D) 高さh 根入れ長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	誤字			
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W <sub>1</sub> 歯咬み合い部の横方向間隔W <sub>2</sub> 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0~-2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W <sub>1</sub> 歯咬み合い部の横方向間隔W <sub>2</sub> 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0~-2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	測定箇所の変更	

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28		3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28		誤植	
						※幅w	-50																		
						※高さh	-30																		
						延長L	-200																		
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9		3	2	10	10	地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9		文字の場所		
						連壁の長さℓ	-50																		
						変位d	D/4以内																		
						壁体長L	-200																		
3	2	12	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅w	w, L, D ≤ 500	0~+5		3-2-12-1		3	2	12	1	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅w	w, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1		改行	
						D	500 < w, L, D ≤ 1,500mm	0~+1%																	
						L	1,500 < w, L, D	0~+15																	
						厚さt	t ≤ 20mm	±0.5																	
							20 < t ≤ 160	±2.5%																	
							160 < t	±4																	
相対誤差	w, L, D ≤ 1,000mm	1	(w, L, D)/1,000																						
	1,000mm < w, L, D																								
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) ... 2.0 < w		3-2-12-3		3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) ... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3		改行を削除
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w(m)	0~+30		3-2-12-5		3	2	12	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w(m)	0~+30	製品全数を測定。		3-2-12-5		スペース削除	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1(mm)	設計値 ±4																	
							フィンガーの食い違い δ2(mm)	±2																	
7	1	9	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3		7	1	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3		規格値の表記を修正		
						幅w1, w2	-30																		
						高さ h < 3m h1, h2, h3	-50																		
						高さ h ≥ 3m h1, h2, h3	-100																		
						延長L	-200																		

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本体工	捨石工	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ ±500 異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ ±300	施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。		7-2-5-2	7	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本体工	捨石工	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ ±500 異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ ±300	施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。		7-2-5-2	スペース削除		
						法長 $\ell$	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表 裏法層。																
						天端幅 $w_1$	-100																	
						天端延長 $L_1$	-200																	
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本体工	海岸コンクリートブ ロック工	(層積)ブ ロック規格 26t未満 ±300 (層積)ブ ロック規格 26t以上 ±500 (乱積) ±ブロックの高さの1 /2	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		7-2-5-5	7	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本体工	海岸コンクリートブ ロック工	(層積)ブ ロック規格 26t未満 ±300 (層積)ブ ロック規格 26t以上 ±500 (乱積) ±ブロックの高さの1 /2	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		7-2-5-5	スペース削除		
						天端幅 $w$	-ブロックの高さの1 /2																	
						天端延長 $L$	-ブロックの高さの1 /2																	
8	砂防 編	1	砂防堰 堤	9	鋼製堰堤本 体工	(不透過型)	堤高▽ ±50 長さ $\ell_1, \ell_2$ ±100 幅 $w_1, w_3$ ±50 下流側倒れ△ ±0.02H <sub>1</sub>	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。		8-1-9-5	8	砂防 編	1	砂防堰 堤	9	鋼製堰堤本 体工	(不透過型)	堤高▽ ±50 長さ $\ell_1, \ell_2$ ±100 幅 $w_1, w_3$ ±50 下流側倒れ△ ±0.02H <sub>1</sub>	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。		8-1-9-5	測定箇所 脱字		
						袖高▽	±50																	
						幅 $w_2$	±50																	
						下流側倒れ△	±0.02H <sub>2</sub>																	
10	道路 編	6	トンネル (NATM)	4	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。た だし、良好な岩盤で施 工端部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹付け 厚の1/3以上を確保す るものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測 孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準(構造編)」にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	10	道路 編	6	トンネル (NATM)	4	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。た だし、良好な岩盤で施 工端部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹付け 厚の1/3以上を確保す るものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測 孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準(構造編)」にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	脱字